

## 社会福祉法人脩寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人脩寿会（以下「脩寿会」という。）の役員等の職にある者に対し支給する役員報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・評議員及び監事並びに外部委員をいう。

(報酬)

第3条 この規程の実施に関して必要な事項は、脩寿会定款第8条及び第21条に基づき法人の役員等に支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 理事長の報酬額は、月額100,000円とする。

3 理事長の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会出席報酬等	6,000円	1,000円

2 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会出席報酬等	6,000円	1,000円

3 外部委員及び役員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員選任・解任委員会出席報酬等	6,000円	1,000円

4 交通費の実費が、実費弁消費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合、第4条第1項の規定により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合、第4条第2項の規定により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 監事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の指導監査への

立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合、第4条第1項の規定により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁消費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の退任慰労金品の支給)

第5条の2 役員等が任期満了又は任期途中で退任した場合、就任期数（任期満了）に応じて次のとおり退任慰労金品を支給することができる。但し、解任等に相当する場合は除くものとする。

2 任期中死亡の場合は、遺族に支給する。

就任期数		金品の相当額	花束の贈呈
理事・監事	評議員		
1期～2期	1期	1万円	○
3期～4期	2期	2万円	○
5期～8期	3期～4期	3万円	○
9期以上	5期以上	5万円	○

《参考》 理事・監事は任期2年、評議員は任期4年

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から適用する。

第5条2 (役員等の退任慰労金品の支給) の追加